

岡山県公報

発行
岡山県

目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【条 例】

- 岡山県個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例
- 岡山県税条例等の一部を改正する条例
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

総務学事課
情報政策課

人事課

〃

〃

〃

行政改革推進室

税務課

くらし安全安心課

- 岡山県福祉基金条例
- 貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 岡山県がん対策推進条例の一部を改正する条例
- 岡山県地域自殺対策緊急強化基金条例を廃止する条例
- 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 岡山県愛とふれあいの基金条例の一部を改正する条例
- 岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例
- 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例
- 岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例
- 岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例
- 岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例
- 岡山県立都市公園条例の一部を改正する

保健福祉課
医療推進課

〃

〃

健康推進課

子ども未来課

障害福祉課

産業振興課

〃

労働雇用政策課

畜産課

港湾課

都市計画課

<p>○ 公布した条例の解説</p> <p style="text-align: center;">【解 説】</p> <p>○ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p>
<p>総務学事課</p> <p style="text-align: center;">〃</p> <p style="text-align: center;">障害福祉課</p> <p style="text-align: center;">〃</p> <p style="text-align: center;">警察本部</p> <p style="text-align: center;">教育委員会</p> <p style="text-align: center;">企業局</p> <p style="text-align: center;">建築指導課</p>	<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>
	<p style="text-align: center;">目 次</p>
	<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>

岡山県個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第一号

岡山県個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(岡山県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の二第一項中「第二項に」を「第二項(これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。)に」に改め、同項の表第三十二条第一項の項中「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同条第二項の表第三十一条の項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に、「第二項」を「第二項(これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。)」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年岡山県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条中「第十九条第九号」を「第十九条第十号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二号

職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十六年岡山県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「この項において」を削る。

第二条の三の見出し中「育児」の下に「又は介護」を加え、同条中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、正規の勤務時間外に勤務をさせてはならない。

第六条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第九条の二第一項を次のように改める。

介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第一項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

第九条の二第二項中「その」を「その期間の」に、「つき、岡山県職員給与条例」を「つき、同条例」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

第九条の二の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第九条の三 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第三項の規定は、介護時間について準用する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第二条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(2)中「一歳に」を「一歳六か月に」に、「(以下「一歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間)」を「まで」に、「明らかである」を「明らかでない」に改め、「を除く。」を削り、同号口中「の一歳到達日(」を「が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(」に改める。

第二十四条第二項中「三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について特別休暇(勤務時間条例第六条に規定する特別休暇をいう。以下この条において「育児時間」という)を「育児時間(三歳に達しない子を養育するため一日の勤務時間の一部につき職員が勤務しないことが相当であると認められる場合の勤務時間条例第六条の特別休暇をいう。以下この条において同じ。)(又は介護時間(勤務時間条例第六条の介護時間をいう。以下この条において同じ)」に改め、「当該

育児時間」の下に「及び介護時間」を加え、同条第三項中「が育児時間」の下に「又は介護時間」を、「当該育児時間」の下に「及び介護時間」を加える。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
(人事委員会への委任)
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十六年岡山県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「含む。第五項」を「含む。第五項及び第九条の四第一項」に改める。

第六条中「及び介護時間」を、「介護時間及び子育て支援時間」に改める。

第九条の三の次に次の一条を加える。

(子育て支援時間)

第九条の四 子育て支援時間は、職員(育児短時間勤務職員等その他その任用の状況がこれに類する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。)がその小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで(非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次項において同じ。)にあつては、三歳から小学校就学の始期に達するまで)の子(当該職員との間において、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業等の対象となる子と同様の関係にある子をいう。)を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て支援時間の時間は、一日につき二時間(非常勤職員にあつては、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第九条の二第三項の規定は、子育て支援時間について準用する。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県条例第四号

岡山県知事 伊原木 隆 太

職員の高齢者部分休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の高齢者部分休業等に関する条例（平成四年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号口中「次条第三号」を「第二条の三第三号」に改める。

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める者）

第二条の二 育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める者は、当該児童の親その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親としては当該児童を委託することができない職員に、同条第一号に規定する養育里親に対するものとして同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童とする。

第三条第六号中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十六年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六号

職員の高齢者部分休業に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の三の規定により、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。
（高齢者部分休業の承認を申請することができる年齢）

第二条 法第二十六条の三第一項の条例で定める年齢は、当該職員の定年から五年を減じた年齢とする。

(高齢者部分休業の承認)

第三条 任命権者は、高齢者部分休業の承認を申請した職員が前条に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日で当該申請において示した日から高齢者部分休業をすることを承認することができる。

2 高齢者部分休業の承認は、当該職員の一週間当たりの勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、任命権者が定める時間を単位として行うものとする。

(休業時間の延長)

第四条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）の延長の申請があつた場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、休業時間の延長を承認することができる。

(承認の取消し等)

第五条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となつた場合において、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第六条 職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年岡山県条例第五号）第三条の規定は、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員の給与について準用する。

(退職手当の取扱い)

第七条 岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年岡山県条例第八号）第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、高齢者部分休業をした期間のうち休業時間の一週間当たりの勤務時間に対する割合等を勘案して規則で定める期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

(人事委員会規則への委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「第二十六条の二第一項」の下に「又は第二十六条の三第一項」を加える。

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第七号

岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例

岡山県職員等定数条例（昭和四十四年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三、五一人」を「三、五一人」に改め、同条第三号中「七人」を「六人」に改め、同条第五号中「三二人」を「三三七人」に改め、同条第十号中「七、四五一人」を「五、一二人」に、「四、〇八二人」を「二、七六七人」に、「三、四九三人」を「三、四六五人」に、「一、四五七人」を「一、四六五人」に改める。

第三条中「（市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の職員にあつては、岡山県教育委員会。次条及び第五条において同じ。）」を削り、同条第一号中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

第四条第十一号を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日において、現にこの条例による改正後の岡山県職員等定数条例の規定による定数を超える職員の数については、平成三十年三月三十一日までの間に限り、当該定数の外とすることができ。

岡山県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八号

岡山県税条例等の一部を改正する条例

（岡山県税条例の一部改正）

第一条 岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の三第一項第二号口中「附則第二十三条の二」を「附則第二十三条の三」に改める。

附則第六条の三の二第一項中「平成四十一年度」を「平成四十四年度」に、「平成三十一年」を「平成三十三年」に改め、同条第四項中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

附則第六条の三の三第一項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、同条第三項中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

附則第二十一条の四第一項中「次に」を「次の各号に」に、「平成二十八年度分」を「当該各号

に定める年度以後の年度分」に、「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第七百七条第一項第一号イの項中「第七百七条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第七百七条第一項第一号ロの項中「第七百七条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第七百七条第一項第二号イの項中「第七百七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第七百七条第一項第二号ロの項中「第七百七条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第七百七条第一項第三号ロ(1)の項中「第七百七条第一項第三号ロ(1)」を「第一項第三号ロ(1)」に改め、同表第七百七条第一項第三号ロ(2)の項中「第七百七条第一項第四号イ」を「第一項第四号イ」に改め、同表第七百七条第一項第四号ロの項中「第七百七条第一項第五号イ(1)」を「第一項第五号イ(1)」に改め、同表第七百七条第一項第五号イ(2)の項中「第七百七条第一項第五号イ(2)」を「第一項第五号イ(2)」に改め、同表第七百七条第一項第五号イ(3)の項中「第七百七条第一項第五号イ(3)」を「第一項第五号イ(3)」に改め、同表第七百七条第一項第五号ロ(1)の項中「第七百七条第一項第五号ロ(1)」を「第一項第五号ロ(1)」に改め、同表第七百七条第一項第五号ロ(2)の項中「第七百七条第一項第五号ロ(2)」を「第一項第五号ロ(2)」に改め、同表第七百七条第一項第五号ロ(3)の項中「第七百七条第一項第五号ロ(3)」を「第一項第五号ロ(3)」に改め、同表第七百七条第一項第五号ロ(4)の項中「第七百七条第一項第五号ロ(4)」を「第一項第五号ロ(4)」に改め、同表第七百七条第一項第五号ロ(5)の項中「第七百七条第一項第五号ロ(5)」を「第一項第五号ロ(5)」に改め、同表第七百七条第四項第一号イの項中「第七百七条第四項第一号イ」を「第四項第一号イ」に改め、同表第七百七条第四項第二号イの項中「第七百七条第四項第二号イ」を「第四項第二号イ」に改め、同表第七百七条第四項第二号ハの項中「第七百七条第四項第二号ハ」を「第四項第二号ハ」に改め、同条第三項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日」に、「にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に、「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項第四号中「以下この号において」を「次項において」に、「平成二十七年年度以降」を「平成三十二年年度以降」に、「(次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十」を「に百分の百十」に改め、「かつ平成三十二年基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以

第二号イ」に改め、同表第一百七条第一項第二号ロの項中「第一百七条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第一百七条第一項第三号イ(1)の項中「第一百七条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第一百七条第一項第三号イ(2)の項中「第一百七条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第一百七条第一項第三号ロ(1)の項中「第一百七条第一項第三号ロ(1)」を「第一項第三号ロ(1)」に改め、同表第一百七条第一項第三号ロ(2)の項中「第一百七条第一項第三号ロ(2)」を「第一項第三号ロ(2)」に改め、同表第一百七条第一項第四号イの項中「第一百七条第一項第四号イ」を「第一項第四号イ」に改め、同表第一百七条第一項第四号ロの項中「第一百七条第一項第四号ロ」を「第一項第四号ロ」に改め、同表第一百七条第一項第五号イ(1)の項中「第一百七条第一項第五号イ(1)」を「第一項第五号イ(1)」に改め、同表第一百七条第一項第五号イ(2)の項中「第一百七条第一項第五号イ(2)」を「第一項第五号イ(2)」に改め、同表第一百七条第一項第五号イ(3)の項中「第一百七条第一項第五号イ(3)」を「第一項第五号イ(3)」に改め、同表第一百七条第一項第五号イ(4)の項中「第一百七条第一項第五号イ(4)」を「第一項第五号イ(4)」に改め、同表第一百七条第一項第五号ロ(1)の項中「第一百七条第一項第五号ロ(1)」を「第一項第五号ロ(1)」に改め、同表第一百七条第一項第五号ロ(2)の項中「第一百七条第一項第五号ロ(2)」を「第一項第五号ロ(2)」に改め、同表第一百七条第一項第五号ロ(3)の項中「第一百七条第一項第五号ロ(3)」を「第一項第五号ロ(3)」に改め、同表第一百七条第一項第五号ロ(4)の項中「第一百七条第一項第五号ロ(4)」を「第一項第五号ロ(4)」に改め、同表第一百七条第一項第五号ロ(5)の項中「第一百七条第一項第五号ロ(5)」を「第一項第五号ロ(5)」に改め、同表第一百七条第四項第一号イの項中「第一百七条第四項第一号イ」を「第四項第一号イ」に改め、同表第一百七条第四項第一号ロの項中「第一百七条第四項第一号ロ」を「第四項第一号ロ」に改め、同表第一百七条第四項第二号イの項中「第一百七条第四項第二号イ」を「第四項第二号イ」に改め、同表第一百七条第四項第二号ロの項中「第一百七条第四項第二号ロ」を「第四項第二号ロ」に改め、同表第一百七条第四項第二号ハの項中「第一百七条第四項第二号ハ」を「第四項第二号ハ」に改める。

附則第二十三条の二を附則第二十三条の三とし、附則第二十三条の次に次の一条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

第二十三条の二 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項、第十二条第五項及び第十六条第二項にそれぞれ規定する特例適用利子等については、第三十条及び第三十二条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第一号の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二の税率を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十一条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附

則第二十三条の二第一項に規定する特例適用利子等の額(以下「特例適用利子等の額」という。)

二 第三十三条第一号の規定の適用については、同号中「課税山林所得金額」とあるのは、「課税山林所得金額並びに特例適用利子等の額(附則第二十三条の二第二項第一号の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

三 第三十三条から第三十三条の四まで並びに附則第六条第一項、附則第六条の三の二第一項及び附則第六条の四の規定の適用については、第三十三条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第二十三条の二第一項の規定による県民税の所得割の額(以下「特例適用利子等に係る所得割の額」という。)」と、第三十三条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び特例適用利子等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、第三十三条の三及び第三十三条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び特例適用利子等に係る所得割の額」と、附則第六条第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特例適用利子等の額(附則第二十三条の二第二項第一号の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」と、附則第六条の三第一項及び附則第六条の三の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、附則第六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項、第十二条第六項及び第十六条第三項にそれぞれ規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第三十条及び第三十二条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第五項第一号の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の二の税率を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

4 前項の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第三十四条の四第一項の申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの)に限り、その時まで提出された同条第二項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第三項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十一条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第二十三条の二第三項に規定する特例適用配当等の額(以下「特例適用配当等の額」という。)」とする。

二 第三十三条第一号の規定の適用については、同号中「課税山林所得金額」とあるのは、「課税山林所得金額並びに特例適用配当等の額(附則第二十三条の二第五項第一号の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

三 第三十三条から第三十三条の四まで並びに附則第六条第一項、附則第六条の三第一項、附則第六条の三の二第一項及び附則第六条の四の規定の適用については、第三十三条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第二十三条の二第三項の規定による県民税の所得割の額(以下「特例適用配当等に係る所得割の額」という。)」と、第三十三条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び特例適用配当等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、第三十三条の三及び第三十三条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び特例適用配当等に係る所得割の額」と、附則第六条第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特例適用配当等の額(附則第二十三条の二第五項第一号の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」と、附則第六条の三第一項及び附則第六条の三の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、附則第六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」とする。

(岡山県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岡山県税条例の一部を改正する条例(平成二十四年岡山県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第十項及び第十一項中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に改める。

附則第十二項中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に、「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に、「改正法附則第十条第三項」を「同条第三項」に改める。

附則第十三項中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に、「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に、「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」

に改める。

附則第十四項中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に、「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第十五項中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に、「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に、「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第十六項中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に、「に係る消費税法第四十五条第一項」を「に係る同項」に、「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第十七項中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に、「二十九年新地方税法」を「三十一年新地方税法」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

(岡山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 岡山県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年岡山県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第二号中「附則第十二項及び第十四項」を「附則第九項及び第十一項」に改め、同項第三号中「から第十項まで」を削り、同項第四号中「附則第十一項」を「附則第八項」に改める。

附則第三項中「。以下同じ」を削る。

附則第七項及び第八項を次のように改める。

7 附則第三項から前項までの規定は、新条例第四十三条第一項第一号イに掲げる法人に対する平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第三項	
施行日から平成二十九年三月三十一日まで	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
平成二十八年年度分調整後付加価値額	平成二十九年年度分調整後付加価値額
平成二十八年年度分基準法人事業税額	平成二十九年年度分調整後付加価値額
四分の三	二分の一
平成二十八年年度分法人事業税額	平成二十九年年度分法人事業税額
平成二十八年年度分調整後付加価値額	平成二十九年年度分調整後付加価値額
平成二十八年年度分基準法人事業税額	平成二十九年年度分基準法人事業税額
附則第四項	
平成二十八年年度分基準法人事業税額	平成二十九年年度分基準法人事業税額

附則第六項		平成二十八年度分調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額
額	額の三倍に相当する額	額	平成三十年度分基準法人事業税額
平成二十八年度分法人事業税額		平成三十年度分法人事業税額	

附則中第九項から第十一項までを削り、第十二項を第九項とし、第十三項から第十六項までを三項ずつ繰り上げる。

第四条 岡山県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち岡山県税条例附則第十四条第一項の改正規定中「改める」を「改め、同条第二項中「四分の〇・八」を「十八分の八」に改める」に改める。

附則第一項に次の一号を加える。

五 第一条中岡山県税条例第三十九条の改正規定並びに同条例附則第十四条の改正規定及び同条

例附則第二十六条を削る改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成三十一年十月一日

附則第二項中「附則第十四条第一項」を「附則第十四条」に、「この条例」を「前項第五号に掲げる規定」に改め、「（以下「施行日」という。）」を削り、「施行日以後」を「同日以後」に、「施行日前」を「同日前」に改める。

附則第三項中「施行日」を「附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中岡山県税条例附則第二十一条の改正規定及び次項の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

（自動車税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の岡山県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。



知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第九号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十一の項を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正前の別表第一の十一の項及び同項の上欄に掲げる事務に係る特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定により岡山市若しくは倉敷市の長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同項及び同法の規定によりこれらの市の長に対してなされた届出その他の行為で同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた届出その他の行為とみなす。

岡山県福祉基金条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十号

岡山県福祉基金条例

(設置及び目的)

第一条 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支え合う社会の構築に関する施策を実施し、もって社会福祉の増進に資するため、岡山県福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 前条の目的のために寄附された寄附金の額
- 二 前号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算に定める額

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 岡山県福祉基金条例(昭和四十九年岡山県条例第五号)は、廃止する。

貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十一号

貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還免除に関する条例(昭和四十一年岡山県条例第七号)の一部を次のように改正する。
第五条第一項第一号中「、へに掲げる施設にあつては助産師の業務」、ただし書及びへを削り、トをへとし、チをトとし、同号り中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同号中りをチとし、同項第三号中「リまで」を「チまで」に改め、ただし書を削り、同項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同条第二項第一号中「リまで」を「チまで」に改め、ただし書を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項第一号り及び同項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の貸付金の返還免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの決定を行う岡山県看護学生奨学資金貸与規則(昭和四十一年岡山県規則第二十三号)に基づく看護学生奨学資金(以下「奨学資金」という。)について適用し、同日前に貸付けの決定を行った奨学資金については、改正前の第五条第一項第一号への規定を除き、なお従前の例による。

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十二号

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十五号中「、助産所」を「又は助産所」に改め、同条第二十六号中「、助産所」を「又は助産所」に、「定める施設」を「掲げる施設」に改め、同号イ中「四万四千百三十円」の下に「。ただし、実地の検査を行わない場合にあつては、一万九千円」を加え、同号ロ中「二万二千百三十円」の下に「。ただし、実地の検査を行わない場合にあつては、一万円」を加え、同号ハ中「一万七千円」の下に「。ただし、実地の検査を行わない場合にあつては、八千円」を加える。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岡山県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十三号

岡山県がん対策推進条例の一部を改正する条例

岡山県がん対策推進条例（平成二十六年岡山県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。
第二十一条第一項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県地域自殺対策緊急強化基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十四号

岡山県地域自殺対策緊急強化基金条例を廃止する条例

岡山県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年岡山県条例第四十八号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十五号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第
四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第十六条及び第二十条第二項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第二十七条第二項及び第五十七条第二項中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改
める。

「第十二章 情緒障害児短期治療施設」を「第十二章 児童心理治療施設」に改める。

第九十条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第九十一条第一項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第四項中「情
緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」
に改める。

第九十二条の見出し及び同条第一項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、
同項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同条第二項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心
理治療施設」に改める。

第九十三条から第九十七条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改
める。

第九十九条第二項及び第一百十条第二項中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改め
る。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十七条第二項及び第五十七条第二
項の改正規定、第九十一条第四項の改正規定（「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に
改める部分に限る。）並びに第九十二条第一項第四号、第九十九条第二項及び第一百十条第二項の改正
規定は、公布の日から施行する。

岡山県愛とふれあいの基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十六号

岡山県愛とふれあいの基金条例の一部を改正する条例

岡山県愛とふれあいの基金条例（昭和五十六年岡山県条例第二十五号）の一部を次のように改正す
る。

第二条を次のように改める。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 前条の目的のために寄附された寄附金の額
- 二 前号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算(第四条及び第六条において「予算」という。)に定める額

第四条第一項中「一般会計歳入歳出予算(次項及び第六条において「予算」という。)」を「予算」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十七号

岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例

岡山県工業技術センター手数料等徴収条例(昭和三十六年岡山県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表試験及び鑑定手数料の項中「一五、九四〇円」を「一六、一一〇円」に、「一七、二九〇円」を「一七、四六〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十八号

岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例

岡山県岡山セラミックスセンター条例(平成二年岡山県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表分析機器の項中「二二、八六〇円」を「二三、〇一〇円」に、「一、一三〇円」を「一、九六〇円」に、「五、〇二〇円」を「五、〇八〇円」に、「二、〇二〇円」を「二、〇四〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一四、八七〇円」に、「二、〇四〇円」を「二、〇六〇円」に、「二、二二〇円」を「二、二四〇円」に、「九、一三〇円」を「九、三四〇円」に、「九、九七〇円」を「一〇、〇八〇円」に改め、同表試験機器の項中「比表面積測定装置」を「流動式比表面積自動測定装置」に、「一、一四〇円」を「一、四八〇円」に、「四九〇円」を「一、一四〇円」に、

「熱間圧縮強さ測定装置

八時間につき

五五、〇〇〇円

」を

熱間圧縮強さ測定装置	八時間につき	五五、六六〇円
高温粘性測定装置	八時間につき	七〇、八五〇円
熱膨張試験装置	八時間につき	三〇、〇三〇円
動弾性率測定装置	一時間につき	二、一六〇円
熱電特性評価装置	八時間につき	六四、〇〇〇円

に改め、同表

試作加工機器の項中「八八〇円」を「三、三六〇円」に、

ロールクラッシャー	一時間につき	六二〇円
-----------	--------	------

を

小型混練機	一時間につき	三、二四〇円
-------	--------	--------

に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十九号

岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例

岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年岡山県条例第三十一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十号

岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

岡山県家畜保健衛生所条例（昭和三十九年岡山県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万二千三百二十円」を「三万二千四百七十円」に改め、同項第二号中「一

万六千二百円」を「一万六千二百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県条例第二十一号

岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例

岡山県牛窓ヨットハーバー条例（昭和六十二年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表の七の表中「二〇〇円」を「二一〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第二十二号

岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例

岡山県立都市公園条例（昭和四十一年岡山県条例第三十号）の一部を次のように改正する。
別表第五の二の(二)のイの表中

照明設備 使用料		アマ チュ アス	アマ チュ アス
高校生以下の者	同	同	同
その他の者	同	同	同
	一時間につき	一時間につき	一時間につき
		五、六五〇円	一一、三一〇円

照明設備 使用料		個人 使用 料	個人 使用 料	個人 使用 料
高校生以下の者	同	同	同	同
その他の者	同	同	同	同
高校生以下の者	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき
その他の者	同	同	同	同
		二〇〇円	五、六五〇円	一一、三一〇円

に改め、同表の備考五中「の使用」を「(トレーニングルームを除く。)の使用」に改め、別表第五の二の(二)のハの表照明設備使用料の項中「三三、〇〇〇円」を「三三、三九〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、六七〇円」に、「二五、〇〇〇円」を「二五、三〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を

「五、〇六〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(イ)の表時間帯による使用の項中「二、四六

〇円」を「二、四九〇円」に、「四、九三〇円」を「四、九九〇円」に、「四九、三七〇円」を「五〇、

○六〇円」に、「二四、六八〇円」を「二五、〇二〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇二〇円」に、「五、九六〇円」を「六、〇四〇円」に、「五九、六五〇円」を「六〇、四八〇円」に、「二九、八二〇円」を「三〇、二三〇円」に、「九、八七〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「九八、七四〇円」を「一〇〇、一二〇円」に、「一〇、二八〇円」を「一〇、四二〇円」に、「二〇、五七〇円」を「二〇、八五〇円」に、「二〇五、七一〇円」を「二〇八、五八〇円」に、「一〇二、八五〇円」を「一〇四、二八〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「一、三三〇円」を「一、三四〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六〇〇円」に、「二五、七一〇円」を「二六、〇六〇円」に、「一二、八五〇円」を「一三、〇二〇円」に改め、別表第五の二の(三)のイの(ロ)の表時間帯による使用の項中「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「二五、四二〇円」を「二五、六三〇円」に、「七、七一〇円」を「七、八一〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八七〇円」に、「一八、五一〇円」を「一八、七六〇円」に、「九、二五〇円」を「九、三七〇円」に改め、別表第五の二の(三)のロの(ロ)の表照明設備の項中「七、〇九〇円」を「七、一八〇円」に、「三五、四八〇円」を「三五、九七〇円」に改め、同表更衣室の

「一、九六〇円」に改め、同表報道用放送室の項中「五、五六〇円」を「五、六三〇円」に改め、同表放送設備の項中「四、七三〇円」を「四、七九〇円」に改め、同表室内練習場の項及びトレーニングルームの項中「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に改め、同表更衣室Aの項中「二、〇九〇円」を「二、一一〇円」に改め、同表バッテリーゲージの項中「二、〇五〇円」を「二、〇七〇円」に改め、同表ソフトボール用ベースの項中「七五〇円」を「七六〇円」に改め、別表第五の二の(三)のロの(イ)の表時間帯による使用の項中「一、七四〇円」を「一、七六〇円」に、「三、四九〇円」を「三、五三〇円」に、「三四、九七〇円」を「三五、四五〇円」に、「一七、四八〇円」を「一七、七二〇円」に、「二、一六〇円」を「二、一九〇円」に、「四、二二〇円」を「四、二六〇円」に、「四二、一七〇円」を「四二、七六〇円」に、「二一、〇八〇円」を「二一、三七〇円」に、「六、九九〇円」を「七、〇八〇円」に、「六九、九四〇円」を「七〇、九一〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、四〇〇円」に、「一四、六〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「一四六、〇五〇円」を「一四八、〇九〇円」に、「七三、〇二〇円」を「七四、〇四〇円」に改め、同表時間帯によらない使用の項中「九二〇円」を「九三〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八七〇円」に、「一八、五一〇円」を「一八、七六〇円」に、「九、二五〇円」を「九、三七〇円」に改め、別表第五の二の(三)のロの(ロ)の表照明設備の項中「七、〇九〇円」を「七、一八〇円」に、「三五、四八〇円」を「三五、九七〇円」に改め、同表更衣室の

号) 第十一条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付 第一百号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の二分の一に相当する額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

第二条第一項中第四百号を第六号とし、同項第三百号イ中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第一百号ロ」を「第三百号ロ」に改め、同号ロ中「第一百号イ」を「第三百号イ」に改め、同号を同項第五百号とし、同項中第二百二号を第四百号とし、同項第一百号中「(平成二十七年法律第五十三号)」を削り、同号イ中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同号イ(2)中「別表第十五」を「別表第十七」に改め、同号イ(3)中「別表第十六」を「別表第十八」に改め、同号イ(4)中「別表第十五」を「別表第十七」に、「別表第十六」を「別表第十八」に改め、同号ロ(1)中「別表第十七」を「別表第十九」に改め、同号ロ(2)中「別表第十八」を「別表第二十」に改め、同号ロ(3)中「別表第十九」を「別表第二十一」に改め、同号ロ(4)中「別表第十八」を「別表第二十」に、「別表第十九」を「別表第二十一」に改め、同号を同項第三百号とし、同項第百号の次に次の二号を加える。

百一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 工場、倉庫その他これらに類する用途に供する建築物として知事が別に定めるもの 別表第十五の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

ロ その他の建築物 別表第十六の上欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

百二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 前号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の二分の一に相当する額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

別表第十九の備考二中「別表第十六」を「別表第十八」に改め、同表を別表第二十一とする。
別表第十八の備考二中「別表第十五」を「別表第十七」に改め、同表を別表第二十とする。

別表第十七の備考中「(平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号)」を削り、同表を別表第十九とする。

別表第十六を別表第十八とし、別表第十五を別表第十七とし、別表第十四の次に次の二表を加える。
別表第十五(第二条関係)

床面積の合計	金額	
	モデル建物法による場合	標準入力法等による場合
二千平方メートル未満のもの	三万八千五百円	四万四千円

二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	九万七千六百円	十万四千元
五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十四万七千円	十五万四千元
一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	十八万二千元	十九万千元
二万五千平方メートル以上のもの	二十二万六千元	二十三万六千元

備考

一 「モデル建物法」及び「標準入力法等」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号）に定める基準のうち知事が別に定めるものをいう。

二 この表の床面積の合計は、当該申請に係る建築物のうち非居住部分（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第四条第一項に規定する床面積をいう。）について算定する。

別表第十六（第二条関係）

床面積の合計	金額	
	モデル建物法による場合	標準入力法等による場合
二千平方メートル未満のもの	十四万九千元	三十七万八千元
二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十四万二千元	五十三万九千元
五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十一万七千元	六十六万四千元
一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十八万円	七十八万六千元
二万五千平方メートル以上のもの	四十四万六千元	八十九万六千元

備考

一 「モデル建物法」及び「標準入力法等」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち知事が別に定めるものをいう。

二 別表第十五の備考二の規定は、この表について準用する。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十四号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項を次のように改める。

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、一日の勤務時間の一部（一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に限る。以下この項において同じ。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（公営企業管理者の定めるところにより、配偶者その他の者の介護のため、当該介護を要する者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において当該職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（公営企業管理者の定めるところにより、配偶者その他の者の介護のため、当該介護を要する者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該介護を要する者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき当該職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は子育て支援時間（公営企業管理者の定めるところにより、その小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき当該職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

第十五条第三項中「の承認」を「又は高齢者部分休業（当該職員の定年から五年を減じた年齢に達した職員が公務の運営に支障がないと認められる場合において、当該職員の一週間当たりの勤務時間の二分の一を超えない範囲内で勤務しないことをいう。）の承認」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第二十五号

岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例

岡山県生涯学習センター条例（平成八年岡山県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表ミーンティング室五の項中「一、〇一〇円」を「一、〇二〇円」に、「一、三五〇円」を「一、三六〇円」に、「二、七六〇円」を「二、七九〇円」に、「四、一四〇円」を「四、一八〇円」に改め、同表サイエンスドームの項中「四九、〇〇〇円」を「四九、五八〇円」に、「六五、三三〇円」

を「六六、一一〇円」に、「一三〇、六七〇円」を「一三二、二三〇円」に、「一九六、〇〇〇円」を「一九八、三五〇円」に、「八、五一〇円」を「八、六一〇円」に、「二一、三五〇円」を「二一、四八〇円」に、「三二、七一〇円」を「三二、九八〇円」に、「三四、〇六〇円」を「三四、四六〇円」に改め、同表科学体験・学習広場の項中「五、五五〇円」を「五、六一〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、四八〇円」に、「一四、八一〇円」を「一四、九八〇円」に、「三二、二二〇円」を「三二、四七〇円」に改め、同表企画展示室の項中「二、〇三〇円」を「二、〇五〇円」に、「二、七一〇円」を「二、七四〇円」に、「五、四三〇円」を「五、四九〇円」に、「八、一四〇円」を「八、二三〇円」に改め、同表プロデュースセンターの項中「一、六六〇円」を「一、六七〇円」に、「二、二二〇円」を「二、二四〇円」に、「四、四四〇円」を「四、四九〇円」に、「六、六六〇円」を「六、七三〇円」に改め、別表の二の表サイエンスドームの項中「一、一六〇円」を「一、一七〇円」に、「一、〇九〇円」を「一、一〇〇円」に改め、別表の三の表ピアノの項中「九八〇円」を「九九〇円」に改め、同表陶芸窯の項中「八九〇円」を「九〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十六号

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第十九号中「の規定による」を「に規定する」に改め、「（当該業務に従事した時間が三時間未満のときは六百二十円）」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（適用）

2 改正後の第三十三条第十九号の規定は、この条例の施行の日以後に同号に掲げる業務に従事した職員（同日前から引き続き従事する者を除く。）について適用する。

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十七号

岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例

岡山県警察職員定員条例（昭和三十二年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「二五五人」を「二五六人」に、「一、〇〇九人」を「一、〇一三人」に、「一、〇四二人」を「一、〇四六人」に、「二、〇七三人」を「二、〇七七人」に、「三、五〇〇人」を「三、五一三人」に改め、同項第二号中「四四三人」を「四四四人」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十八号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第三号中「児童の生活指導を行う者」を「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）第二十七条第六項の児童指導員」に改める。

第六十七条第一項第一号中「指導員又は保育士 指定放課後等デイサービス」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（学校教育法の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）の規定による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。以下同じ。） 指定放課後等デイサービス」に、「指導員又は保育士の合計数は」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が」に改め、「とすること。」を削り、同条第二項及び第五項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第一号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七十一条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第七十一条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、その実施する事業の内容に関する

る情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において準用する第二十七条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業所を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定放課後等デイサービス事業所を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定放課後等デイサービス事業所を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第七十二条中「から第五十一条まで」を「、第五十条、第五十一条」に改める。

第七十二条の二第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第一号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七十二条の四中「から第五十一条まで」を「、第五十条、第五十一条」に、「及び第七十一条」を「、第七十一条」に、「の規定」を「及び第七十一条の二の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第六十七条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、改正後の第六十七条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の第七十二条の二第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業に関する基準を満たしている事業者については、改正後の第七十二条の二の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成二十四年岡山県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第七十九条に次の一項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第八十条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第八十条に次の一項を加える。

6 賃金及び第三項の工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第八十四条の次に次の一条を加える。

(運営規程)

第八十四条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに支給決定障害者から受

領する費用の種類及びその額

六 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第百八十条第三項の工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

七 通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があつた場合の対応に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

第百八十五条中「第九十四条まで」を「第九十条まで、第九十二条から第九十四条まで」に、「第百八十五条において準用する第九十一条」を「第百八十四条の二」に改め、「第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第百八十五条において準用する第九十四条」とを削る。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七十一条の次に次の一条を加える。

（運営規程）

第七十一条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

六 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第七十九条第三項の工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

七 通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があつた場合の対応に関する事項
十三 その他運営に関する重要事項

第七十八条に次の一項を加える。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第七十九条第四項中「第二項」を「第三項」に、「あたり」を「当たり」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第八十四条中「、第三十六条」を削る。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎ 岡山県個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に鑑み、情報提供等記録の訂正等をした場合の通知先に、条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者を加えることとする等所要の改正を行うものである。

◎ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、介護時間の制度を導入するとともに、介護休暇を分割することができることとする等所要の改正を行うものである。

◎ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

職員が仕事と子育てを両立することができる勤務環境の充実を図るため、子育て支援時間の制度を導入する等所要の改正を行うものである。

◎ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に鑑み、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する等所要の改正を行うものである。

◎ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

本県の財政状況等に鑑み、引き続き、平成三十年三月三十一日までの間において、知事等の給与の特例措置を講ずるものである。

◎ 職員の高齢者部分休業に関する条例について

高齢者部分休業の制度を導入ことに伴い、職員が高齢者部分休業の承認を申請することができる年齢、休業時間の延長の手続等必要な事項を定めるものである。

◎ 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例について

事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向等を勘案し、職員等の定数を改める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県税条例等の一部を改正する条例について
地方税法等の一部改正に伴い、地方消費税の税率の引上げを延期する等所要の改正を行ったものである。
- ◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について
悪質な訪問販売等に係る被害の広域化に対処するため、知事の権限に属する事務のうち岡山市及び倉敷市が処理することとしている事務から、特定商取引に関する法律に基づく訪問販売を行う販売業者及び役務提供事業者に対する合理的な根拠を示す資料の提出の要求等に関する事務を除くこととするものである。
- ◎ 岡山県福祉基金条例について
日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支え合う社会の構築に関する施策を実施し、もって社会福祉の増進に資するため、岡山県福祉基金を設置するものである。
- ◎ 貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例について
訪問看護の事業を行う事業所等において看護業務に従事する看護師等を確保するため、看護学生奨学資金の返還に係る債務の免除の要件を緩和する等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
医療法に基づく病院、診療所又は助産所の構造設備の検査の一部を申請者が自ら行うことができることとすることに鑑み、実地の検査を行わない場合の手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。
- ◎ 岡山県がん対策推進条例の一部を改正する条例について
がん対策基本法の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。
- ◎ 岡山県地域自殺対策緊急強化基金条例を廃止する条例について
国が県に交付した地域自殺対策緊急強化交付金により実施した事業の終了に伴い、岡山県地域自殺対策緊急強化基金を廃止するものである。
- ◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。
- ◎ 岡山県愛とふれあいの基金条例の一部を改正する条例について

公益財団法人岡山県福祉事業団への貸付金の償還金を活用し、障害者の自立及び社会参加を促進するため、岡山県愛とふれあいの基金に、その設置の目的のために寄附された寄附金のほか、一般会計歳入歳出予算に定める額を積み立てることとする等所要の改正を行ったものである。

- ◎ 岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例について
岡山県工業技術センターにおいて行う試験及び鑑定に係る事務の円滑な遂行を図るため、ゴム及び樹脂に関する試験等に係る手数料の限度額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例について
岡山セラミックスセンターの試験機器及び試作加工機器の設置等に鑑み、その利用料金の基準額を定める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例について
国が県に交付した緊急雇用創出事業臨時特例交付金により実施した事業の終了に伴い、岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金を廃止するものである。

- ◎ 岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例について
牛の受精卵の移植に関する業務の円滑な遂行を図るため、当該業務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例について
岡山県牛窓ヨットハーバーの円滑な管理運営を図るため、洗濯機の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

- ◎ 岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例について
総合グラウンドの陸上競技場のトレーニングルームの改修等に鑑み、その利用料金の基準額を定める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により建築物エネルギー消費性能適合性判定の制度が導入されたことに鑑み、当該判定に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例に

介護時間、子育て支援時間及び高齢者部分休業の制度を導入することに伴い、これらを取得している職員が勤務しない時間につき給与を減額して支給することとするものである。

◎ 岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

岡山県生涯学習センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

◎ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

警察職員が正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて従事する犯罪の捜査等の業務の実態に鑑み、当該業務に係る特殊勤務手当の支給額を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例について

最近の治安情勢に対処するため、岡山県警察職員を増員し、階級別定員を改めるものである。

◎ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数、情報の提供等に関する基準を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令の施行に鑑み、指定就労継続支援A型事業所等の利用者の就労及び運営規程に関する基準を改める等所要の改正を行うものである。